

山梨県公報

第二千五百七十七号

平成二十八年

二月一日

月曜日

目次

告示

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………四三
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………四三
- 県営土地改良事業計画の決定……………四三

公告

- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定……………四三
- 生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出……………四七
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出……………四九
- 平成二十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………五〇
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………五〇

告示

山梨県告示第二十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十八年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 甲斐市玉川字向河原千六百二十六番三及び千六百三十番一並びに同市玉川字永光河原千六百二十六番六並びに中巨摩郡昭和町築地新居字大島千八百八十八番一及び千九百九十九番一の各一部

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第三十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十八年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 甲斐市玉川字向河原千六百三十番一及び中巨摩郡昭和町築地新居字大島千九百九十九番一の各一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

山梨県告示第三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農村災害対策整備事業 山風呂地区)の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十八年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十八年二月二日から同年三月一日まで
- 三 縦覧場所 上野原市役所
- 四 異議申立期間 平成二十八年三月二日から同年三月十六日まで

公告

●生活保護法に基づく指定介護機関の指定
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

平成二十八年二月一日

山梨県知事 後 藤 斎

同	同	同	株式会社NA IKI	同	同	医療法人銀門 会	有限会社ダイ ナ	事業者の名称
同	同	同	笛吹市石和 町市部八百 二十九番地 四	同	同	笛吹市石和 町四日市場 二千三十一 番地	甲府市里吉 二丁目六番 二十七号	主たる事務 所の所在地
同	同	同	介護センター パートナー	同	同	甲州定期巡回 ・随時対応型 訪問介護看護 ステーション	みさき薬局葦 崎	事業所の名称
同	同	同	笛吹市石和 町唐柏五百 三十八番地 二	同	同	笛吹市石和 町四日市場 二千三十一 番地	葦崎市藤井 町南下条水 無三百三十 六番地二	事業所の所 在地
特定介護予 防福祉用具	特定福祉用 具販売	介護予防福 祉用具貸与	福祉用具貸 与	介護予防認 知症対応型 通所介護	認知症対応 型通所介護	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護	居宅療養管 理指導	サービスの 種類
同	同	同	同	同	同	平成二十六 年七月一日	平成二十六 年四月一日	指定年月日

株式会社ブル ーアースジャ パン	同	同	ナカムラ歯科 医院	同	同	株式会社上機 嫌	同	市川三郷町
甲府市大里 町千四十番 地一	同	同	甲州市塩山 下於曾千五 百六十二番 地二	同	同	甲斐市下今 井二千九百 七十七番地	同	西八代郡市 川三郷町市 川大門千七 百九十番地 三
デイサービス センターブル ーアース大里	同	同	ナカムラ歯科 医院	通所介護事業 所上機嫌	指定居宅介護 支援事業所上 機嫌	ヘルパーステ ーション上機 嫌	同	訪問看護ステ ーション西八 代
甲府市大里 町千二百五 十六番地一	同	同	甲州市塩山 下於曾千五 百六十二番 地二	同	同	甲斐市下今 井二千九百 七十七番地	同	西八代郡市 川三郷町市 川大門四百 十六番地
通所介護	介護予防居 宅療養管理 指導	同	居宅療養管 理指導	通所介護	居宅介護支 援事業	訪問介護	介護予防訪 問看護	訪問看護
平成二十六 年十月一日	同	同	平成二十六 年九月二十 八日	同	同	平成二十六 年九月一日	同	平成二十六 年八月一日

有限会社ダイ	同	同	小菅村社会福祉協議会	同	ふうがヘルスクエア株式会社	同	同	同	同	エルツオフイス株式会社	同
甲府市里吉	同	同	北都留郡小菅村六千二百十七番地	同	甲府市西下条町千百六十七番地八	同	同	同	同	甲府市千塚一丁目二番一号	同
いちい調剤薬	小菅村指定介護予防通所介護事業所	小菅村指定通所介護事業所	小菅村居宅介護支援事業所	同	梨樂ふうが都留市駅前	同	同	同	同	福祉用具貸与事業所ときめき	同
韮崎市旭町	同	同	北都留郡小菅村六千二百十七番地	同	都留市つる一丁目十番八号	同	同	同	同	甲府市千塚一丁目二番一号	同
居宅療養管同	介護予防通所介護	通所介護	居宅介護支援事業	介護予防通所介護	通所介護	特定介護予防福祉用具販売	特定福祉用具販売	介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	介護予防通所介護
同	同	同	平成二十六年十一月一日	同	平成二十六年十月二十三日	同	同	同	同	同	同

同	同	ナ	有限会社ダイ	ケアワークス有限会社	同	同	同	同	同	同	ナ
同	同	局	甲府市里吉二丁目六番二十七号	甲府市下石田二丁目一番二十四号	同	同	同	同	同	同	二丁目六番二十七号
みさき薬局甲府北口	同	同	みさき薬局里吉	デイサービスセンター輝	同	同	同	同	同	同	局
甲府市北口二丁目九番十二号ニシコー北口駅前ビル一階	同	同	甲府市里吉二丁目六番二十七号	甲府市下石田二丁目七番十号	同	同	同	同	同	同	上條南割三千三百四十四番地二百四十一
同	同	同	居宅療養管 理指導	通所介護	介護予防通所介護	介護予防通所介護	通所介護	通所介護	同	同	理指導
同	同	同	平成二十六年十一月七日	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公益社団法人山梨勤労者医療協会
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	甲府市宝二丁目九番一号
石和共立病院	御坂八代訪問看護ステーションたんぼぼ	巨摩共立病院（デイケアもその）	巨摩共立病院	巨摩共立病院指定居宅療養管理指導	訪問看護ステーションやすらぎ	居宅介護支援事所やすらぎ	ヘルパーステーションやすらぎ	訪問看護ステーションあらぐさ	居宅介護支援事業所あらぐさ	ヘルパーステーションあらぐさ
地 笛吹市石和町広瀬六百二十三番	地 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地一	同	同	南アルプス市桃園三百四十番地	同	同	甲斐市富竹新田四百一番地四	同	同	南アルプス市桃園三百七十七番地二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	事業者の名

山会 特定医療法人南	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
南アルプス市下宮地四百二十一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
峡西老人保健センターケアポ一	共立介護支援センター	ヘルパーステーションすずかけ	甲府訪問看護ステーションすずかけ	東八訪問看護ステーションほほえみ	共立居宅介護支援事業所ほほえみ	通所介護事業所ふれあい	ヘルパーステーションほほえみ	石和共立病院指定通所介護事業所ふれあい	石和共立病院指定通所リハビリテーション	同
南アルプス市下宮地四百二十一	甲府市丸の内二丁目八番十一号丸ビル一階	同	甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

医療法人どちべイ ンクリニツク	中央市成島二千四 百三十九番地一	玉穂訪問看護ステ ーション	中央市成島二千四百 三十九番地二
--------------------	---------------------	------------------	---------------------

● 平成二十八年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、
 平成二十八年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法
 律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次
 のとおり公表する。

平成二十八年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五八二・九七ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七六・三一ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一七二・八六ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇八・一一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七八九・〇五ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五一・八八ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葑崎地区水源かん養保安林	一、一〇四・四三ヘクタール
葑崎地区土砂流出防備保安林	五六六・三〇ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二七・七二ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一四八・九三ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一六二・六三ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二七・八六ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一七〇・一〇ヘクタール

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
 あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお
 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十
 八年六月一日まで縦覧に供する。
 平成二十八年二月一日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
本田技研工業株式会社 代表取締役 八郷隆弘	東京都港区南青山二丁目一番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 株式会社ホンダ四輪販売甲信ホンダカーズ山梨甲府店

(二) 所在地 山梨県甲府市国母六丁目三番十号

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代
 表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつて は代表者の氏名	変更後の住所
本田技研工業株式会社 代表取締役 八郷隆弘	東京都港区南青山二丁目一番一号

(二) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
株式会社ホンダ四輪販売甲信ホンダカー ズ山梨甲府店（仮称）	株式会社ホンダ四輪販売甲信ホンダカー ズ山梨甲府店

3 変更の年月日

平成二十六年十一月二十九日ほか

三 届出年月日

平成二十七年十二月二十五日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番